

昭和六十年郵政省令第二十八号

工事担任者規則

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三條、第六十七條第三項及び附則第十四條第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工事担任者規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 工事担任者試験(第五条―第二十三条)
第三章 工事担任者の養成課程(第二十四条―第三十四条)
第四章 工事担任者の認定(第三十五条・第三十六条)
第五章 工事担任者資格者証の交付(第三十七条―第四十一条)
第六章 指定試験機関(第四十二条―第五十五条)
第七章 雑則(第五十六条・第五十七条)
附則

第一章 総則

第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか、工事担任者に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この規則において使用する用語は、電気通信事業法(以下「法」という。)で使用する用語の例による。

第三条 法第七十一条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 専用設備(電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二条第二項に規定する専用の役務に係る電気通信設備(以下「端末設備等」という。))を接続するとき。
二 船舶又は航空機に設置する端末設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)を接続するとき。

- 三 適合表示端末機器、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第四号に規定する端末設備、同項第五号に規定する端末機器又は同項第七号に規定する端末設備を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。

(資格者証の種類及び工事の範囲)

第四条 法第七十二条第一項の工事担任者資格者証(以下「資格者証」という。)の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: 資格者証の種類 (Qualification Certificate Type) and 工事の範囲 (Scope of Work). Categories include 第一級アナログ伝送路設備, 第二級アナログ伝送路設備, 第一級デジタル伝送路設備, 第二級デジタル伝送路設備, and 総合通信工事.

第二章 工事担任者試験

第五条 工事担任者試験(以下「試験」という。)は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。

(受験の停止等)

第六条 試験に関して不正の行為があつたときは、総務大臣又は指定試験機関は、当該不正行為に係る者について、その受験を停止し、又はその試験を無効にすることができる。

(試験科目)

第七条 試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

- 一 第一級アナログ通信
イ 電気通信技術の基礎
ロ 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎
二 第二級アナログ通信
イ 電気通信技術の基礎
ロ 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の初歩
三 第一級デジタル通信
イ 電気通信技術の基礎
ロ 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎
四 第二級デジタル通信
イ 電気通信技術の基礎
ロ 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の初歩
五 総合通信
イ 電気通信技術の基礎

(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要

三 第一級デジタル通信
イ 電気通信技術の基礎
ロ 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎

(1) 電気通信の基礎
(2) 電気通信の初歩

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
(1) 端末設備の技術
(2) ネットワークの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規
(1) 法及びこれに基づく命令
(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令
(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令

四 第二級デジタル通信
イ 電気通信技術の基礎
ロ 電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の初歩

(1) 電気通信の初歩
(2) 電気通信の初歩

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
(1) 端末設備の技術
(2) ネットワークの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規
(1) 法及びこれに基づく命令の概要
(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要

五 総合通信
イ 電気通信技術の基礎

(1) 電気通信の初歩
(2) 電気通信の初歩

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
(1) 端末設備の技術
(2) ネットワークの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規
(1) 法及びこれに基づく命令の概要
(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要
(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要

(1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎

(2) 電気通信の基礎

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論

(1) 端末設備の技術

(2) 総合デジタル通信の技術

(3) 接続工事の技術及び施工管理

(4) トラヒック理論

(5) 情報セキュリティの技術

(6) ネットワークの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規

(1) 法及びこれに基づく命令

(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令

（科目合格者に対する試験の免除）

第八条 試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）に試験を受ける場合は、申請により、別表第一号の区別に従って、試験科目の試験を免除する。

（一定の資格等を有する者に対する試験の免除）

第九条 工事担任者その他の試験を受ける場合は、申請により、別表第二号の区別に従って、試験科目の試験を免除する。

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものにな資格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従って、試験科目の試験を免除する。

（実務経歴を有する者に対する試験の免除）

第十条 端末設備等の接続に係る工事に關し、実務経歴を有する者が試験を受ける場合は、申請により、別表第四号の区別に従って、試験科目の試験を免除する。

（認定学校等における認定に係る教育課程修了者に対する試験の免除）

第十一条 総務大臣の認定を受けた学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）において認定に係る教育課程を修了した者が試験を受ける場合は、申請により、試験のうち電気通信技術の基礎の試験科目の試験を免除する。

（試験の実施）

第十二条 試験は、毎年少なくとも一回行うものとする。

（試験の公示）

第十三条 総務大臣又は指定試験機関は、試験の期日、場所、その他試験の実施に關し必要な事項をあらかじめ公示する。

（試験の申請）

第十四条 試験（指定試験機関が試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別表第五号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、第十条の規定による試験の免除を申請する者は別表第六号に定める様式の経歴証明書を、第十一条の規定による試験の免除を申請する者は別表第六号の二に定める様式の修了証明書を添えなければならない。

2 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、申請書及び写真を当該指定試験機関に提出しなければならない。

3 第一項後段の規定は、指定試験機関がその試験事務を行う試験について準用する。

第十四条の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の三の項の総務省令で定める額は、次に掲げる資格者証の種類に区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

イ 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 試験科目の全部について試験を免除する場合 九、四〇〇円

(2) (1) に該当しない場合 一四、六〇〇円

ロ 第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 試験科目の全部について試験を免除する場合 六、三〇〇円

(2) (1) に該当しない場合 九、八〇〇円

(試験の通知)

第十五条 総務大臣又は指定試験機関は、第十四条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。

(試験結果の通知)

第十六条 総務大臣又は指定試験機関は、試験を受けた者に、その試験の結果を工事担任者試験結果通知書により通知する。

(学校等の認定)

第十七条 第十一条に規定する学校等の認定は、総務大臣が別に告示する基準により行う。

(認定の申請)

第十八条 前条に規定する認定を受けようとする学校等の設置者は、別表第七号に定める様式の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 学校等の名称及び所在地

二 設置者の名称又は氏名

三 学校等の長の氏名

四 学校等の設立の目的

五 学校等の設立及び部科設置の年月日

六 入学資格及び修業年限

七 教育課程（科目ごとの単位数を換算した時間数を含む。）

八 学生又は生徒の定員（部科別）

九 教員（教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別）の氏名、履歴、担当科目及び担当時間

十 参考事項

2 学校教育法第一条に規定する学校については、前項第四号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3 学校教育法第二十四条に規定する専修学校については、第一項第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

4 国の設置する学校等（学校教育法第一条に規定する学校を除く。）については、第一項第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

5 第一項に規定する申請書は、認定を受けようとする学校等の学部及び学科の一ごとに作成するものとする。

(認定書の交付)

第十九条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請に係る学校等が第十七条に規定する基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。

(変更の届出等)

第二十条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等に関し第十八条第一項第一号及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに認定に係る部科名を変更するときは、あらかじめその内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第三項の規定により記載を省略することができることとなつてゐる事項を変更する場合及び次条第一項の規定により認定の取消しの申請をする場合については、この限りでない。

2 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第四項の規定により記載を省略することができることとなつてゐる事項の変更については、この限りでない。

3 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該認定の取消しの申請をしなければならない。ただし、総務大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

4 学校等の認定を受けた者は、前項ただし書の総務大臣が別に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第二十一条 総務大臣は、認定を受けた学校等が第十七条の規定による認定の基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は学校等の認定を受けた者から当該認定の取消しの申請があつたときは、将来に向つてその認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

(廃校の届出等)

第二十二條 学校等の認定を受けた者は、当該学校等又は認定に係る部科を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その廃止に係る学校等又は部科に関する認定は、当該廃止の日、その効力を失う。

(認定学校等の公示)

第二十二條の二 総務大臣は、第十九條の規定により認定した学校等及び部科の名称、第二十条第一項の規定により変更の届出があつた場合は変更後の学校等及び部科の名称、第二十一条第一項の規定により認定の取消しを行つた場合又は第二十二條第一項の規定により廃止の届出があつた場合はその旨、及びその他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(資料の提出等)

第二十三條 総務大臣は、第十七條から前条までの規定の施行に關し必要があると認めるときは、学校等の設置者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、第十七條に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

第三章 工事担任者の養成課程

(認定の単位)

第二十四條 法第七十二條第二項において準用する法第四十六條第三項第二号の養成課程(以下「養成課程」という。)の認定は、資格者証の種類の一ごとに行う。

(認定の基準)

第二十五條 養成課程の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 総務大臣がその養成課程を確実に実施することのできるものと認める者が実施するものであること。

二 養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。

三 管理者(養成課程の運営を直接管理する地位にある者をいう。以下同じ。)で、総務大臣がその養成課程の運営を厳正に管理することのできるものと認めるものを置くものであること。

四 その養成計画の実施に必要な設備を備えるものであること。

五 養成課程の一ごとに、別表第八号に掲げる授業科目及び授業時間(養成課程に係る授業が次号ロに規定するメディアを利用して行う授業である場合は別表第八号に掲げる授業時間の二分の一の時間とし、養成を受ける者の能力にかがみ、総務大臣が特に他の授業時間により適当と認められた場合は、その授業時間とする。)を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要目に準拠するものであること。

六 授業は次のいずれかに該当するものであること。

イ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか若しくはこれらの併用による方法により行う授業又は当該授業の内容を電気通信回線を通じて送信すること等により当該授業を行う教室等以外の場所で当該授業を同時に受けさせる方法により行う授業(以下「面接等授業」という。)

ロ 多様なメディアを高度に利用する方法その他のイに掲げる方法以外の方法により行う授業であつて、面接等授業に相当する教育効果を有するもの(以下「メディアを利用して行う授業」という。)

七 養成課程の一ごと及び担当科目の別に従い、別表第九号に掲げる資格を有する者(総務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有するものと認められるものを含む。)で、その経歴等からみて講師(メディアを利用して行う授業においては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。)として総務大臣が適当と認めるものが授業に従事するものであること。

八 前号に規定する講師は、当該養成課程の養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総務大臣が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

九 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十 前各号に掲げるもののほか、講師の担当する授業科目別授業時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

(認定の申請)

第二十六條 養成課程の認定を受けようとする者は、その養成課程に關し、次に掲げる事項を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該申請書の記載事項が、当該申請者が既に認定を受けた申請書に記載したものと同一である場合は、提出する申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載を省略することができる(第一号に掲げる事項を除く。)

一 名称及び住所
二 実施しようとする養成課程の種類
三 実施しようとする理由及び運営方針
四 管理者の氏名、生年月日及び職業(勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。)

五 設備の状況
六 実施計画に関する事項で次に掲げるものの実施の期間及び場所(メディアを利用して行う授業の場合にあつては、実施の期間に限る。)

ロ 授業科目及び授業科目別授業時間(時間割を含む。)並びに実施要領(前条第五号の実施要目に係るものに限る。)

ハ 講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間(メディアを利用して行う授業の場合にあつては、授業科目に限る。)

ニ 養成を受ける者の資格条件及び養成人員
ホ 試験問題の作成方針及び管理方法
ヘ 修了試験の受験要件(メディアを利用して行う授業による養成課程の場合に限る。)

ト 修了証明書の発行の条件
チ 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲
七 施設費及び運営費並びにその支弁方法
八 受講料の額
九 実施する者が行う業務
十 実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに

基づく処分に違反して法第七十二條第二項において準用する法第四十七條の規定による処分を受けたこと、法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと又は第三十四條第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しを受けた者若しくは当該処分を受けた養成課程の管理者であつたことの有無(それらがある場合には、その事由を含む。)

十一 参考事項
第二十六條の二 同一の者が実施する二以上の養成課程であつて、その養成課程の実施の場所がいずれも同一総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限る。同時に申請を行う養成課程の種類ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

2 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては前項の規定にかかわらず、同一の者が実施する二以上の養成課程に関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限る。同時に申請を行う養成課程の種類ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

第二十七條 総務大臣は、第二十六條の申請があつた場合において、その申請を審査し、当該申請に係る養成課程が第二十五條に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。各号のいずれかに該当する者からの申請があつたときは、同項の規定をしないことができる。

一 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 法若しくはこれに基づく命令の規定に違反して、法第七十二條第二項において準用する法第四十七條の規定による工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、又は法第四十七條の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
三 第三十二條第一項又は第二項の規定による認定の取消しを受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

九 実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに

二 写真一枚
三 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）

2 総務大臣は、前項の申請があつたときは、資格者証を再交付する。
（資格者証の返納）

第四十一条 法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定により資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた日から十日以内ならぬ。資格者証を総務大臣に返納しなればならぬ。資格者証の再交付を受けた後失つた資格者証を発見したときも同様とする。
（添付書類の省略）

第四十一条の二 第三十七条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項第一号の書類の添付を要しない。
一 総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から資格者証の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七十八条の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。

二 資格者証の交付を受けようとする者が他の工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。
三 資格者証の交付を受けようとする者が法第四十六条第三項の規定により、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

四 資格者証の交付を受けようとする者が電波法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

第六章 指定試験機関
（指定の区分）

第四十二条 法第七十四条第二項の総務省令で定める区分（以下「試験事務の区分」という。）は、資格者証の種類別の別とする。
（指定の申請）

第四十三条 法第七十四条第二項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 行おうとする試験事務の区分
二 名称及び住所
三 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
四 試験事務を開始しようとする日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 定款の謄本及び登記事項証明書
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の名簿及び経歴を記載した書類
六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
七 試験事務を行おうとする事務所ごとに試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
八 現に行っている業務の概要を記載した書類
九 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十 法第七十六条に規定する試験員（以下「試験員」という。）の選任に関する事項を記載した書類
十一 その他参考となる事項を記載した書類
（指定試験機関の名称等の変更等の届出）

第四十四条 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
2 総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。
（試験員の要件）

第四十五条 法第七十六条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信又は総合通信の資格者証の交付を受けた者であつて、試験事務又は端末設備等の接続に係る工事に三年以上従事した経験を有するもの
二 学校教育法による大学（短期大学を除く、次号において同じ。）若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において電気通信工学に関する学科

を修めて卒業した者であつて、電気通信技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの
三 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気通信工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者
四 総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者
（役員を選任及び解任の認可の申請）

第四十六条 指定試験機関は、法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする者の氏名
二 選任又は解任の理由
三 選任の場合にあつては、その者の経歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。
（試験員の選任及び解任の届出）

第四十七条 指定試験機関は、法第七十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。
一 試験員の氏名
二 選任又は解任の理由
三 選任の場合にあつては、その者の経歴並びにその者が試験事務を行う事務所の名称及び所在地

2 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任に係る者が、第四十五条に規定する試験員の要件を備えることを証明する書類の写しを添えなければならない。
（試験事務規程の記載事項）

第四十八条 法第七十九条第一項の総務省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。
一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
三 試験事務の実施の方法に関する事項
四 手数料の収納の方法に関する事項
五 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
七 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
八 その他試験事務の実施に関し必要な事項
（試験事務規程の認可の申請）

第四十九条 指定試験機関は、法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
2 指定試験機関は、法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
（事業計画等の認可の申請）

第五十条 指定試験機関は、法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
2 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
（帳簿）

第五十一条 法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験事務の区分
二 試験年月日
三 試験地
四 受験者の受験番号、氏名及び生年月日
五 合格年月日
六 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から三年間保存しなければならない。
（試験事務の実施結果の報告）

第五十二条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、当該試験事務の区分ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。
一 試験年月日
二 試験地
三 試験申請者数
四 受験者数

五 合格者数
六 合格年月日

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表

二 合格者の写真

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第五十三条 指定試験機関は、法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなればならない。

一 休止又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ)

第五十四条 法第八十五条第三項に規定する総務大臣が試験事務の一部又は全部を自ら行う場合の必要な事項は、次のとおりとする。

一 試験事務を総務大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。

三 その他総務大臣が必要と認める事項

(公示)

第五十五条 法第七十四条第三項、法第八十三条第二項、法第八十四条第三項及び法第八十五条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。

第七章 雑則

(書類の提出)

第五十六条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類(第四章及び第六章の規定によるものを除く。)は、所轄総合通信局長(沖繩総合通信事務局長を含む。以下同じ。)を経由して提出することができるものとする。ただし、第十八条、第二十条、第二十二條第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項並びに第三十三条第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を経由して提出するものとする。

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従って、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長(沖繩総合通信事務局長を含む。)とする。

第十四条第一項の試験の申請	試験の施行地
第二章の学校等の認定に関する事項	学校等の所在地
第三章の養成課程に関する事項	養成課程の主たる実施の場所(メディアを利用して行う授業による養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所)
第五章に規定する事項	試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所(メディアを利用して行う授業による養成課程を修了した者にあつては認定施設者の住所、第四章に規定する認定を受けた者にあつては、その住所)

(電磁的方法による提出)

第五十七条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

附則

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 法施行の際現に旧公衆法第五十五条の十七若しくは第五十五条第七項の規定又は第八八条の二に規定する契約約款の条項に基づく工事担任者の資格(以下「旧資格」という。)を有する者(以下「旧資格者」という。)は、法附則第十四条第二項の届出をしようとするときは、附則別表第一号に定める様式の届出書を所轄地方電気通信監理局長を経由して郵政大臣に提出しなればならない。この場合において、同項の規定による届出は、第三十七条に規定する資格者証の交付の申請とみなす。

3 旧資格者は、前項の規定による届出をした場合において、それぞれ次の表の上欄に掲げる旧資格の区分に従って、下欄に定める種類の資格者証の交付を受ける者とする。

旧資格	新資格
第一種	アナログ第一種
第二種	アナログ第二種
第三種	アナログ第三種
第四種	アナログ第四種
回線交換種	デジタル第一種
パケット交換種	デジタル第二種
国際電信種	デジタル第三種
国際公衆データ伝送種	デジタル第四種

旧資格	新資格
第一種	アナログ第一種
第二種	アナログ第二種
第三種	アナログ第三種
第四種	アナログ第四種
回線交換種	デジタル第一種
パケット交換種	デジタル第二種
国際電信種	デジタル第三種
国際公衆データ伝送種	デジタル第四種

4 法施行前に行われた旧資格に係る試験において合格点を得た試験科目のある者が、当該試験の科目合格通知の有効期間内に試験を受ける場合は、附則別表第二号の区別に従って、申請により、試験科目の試験を免除する。

附則 (昭和六一年一〇月四日郵政省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年二月一四日郵政省令第七三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年四月二五日郵政省令第二三三号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第六十七号)の施行の日(平成二年五月一日)から施行する。

附則 (平成二年一月三〇日郵政省令第六四号)

この省令は、平成二年十二月一日から施行する。

附則 (平成三年二月二日郵政省令第九号)

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附則 (平成六年三月二日郵政省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年二月二八日郵政省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式は、改正後の関係省令に規定する様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附則 (平成八年三月二日郵政省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年七月二日郵政省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二日郵政省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

アナログ第 二種	種	DD第一種	DD第二種	DD第三種	AI・DD総合	○	○	○	○	○	○
	AI第一種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	AI第二種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アナログ第 三種	種	DD第一種	DD第二種	DD第三種	AI・DD総合	○	○	○	○	○	○
	AI第一種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	AI第二種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アナログ・ デジタル総 合種	種	DD第一種	DD第二種	DD第三種	AI・DD総合	○	○	○	○	○	○
	AI第一種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	AI第二種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注

種	DD第二種	DD第三種	AI・DD総合
○	○	○	○

1 免除する試験科目は、○印を付したものとす
る。

2 アナログ第一種及びデジタル第一種の資格者
証の交付を受けている者の試験の免除科目は、
アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を
受けている者の試験の免除科目と同じとする。

5 新規第四十三条第一項の規定による指定に
受けようとする者は、この省令の施行の日前に
おいても、その申請を行うことができる。新規
第四十六条第一項及び新規第四十九条第一
項の規定による認可の申請についても、同様と
する。

6 この省令の施行の日から平成十九年三月三十
一日までの間は、第四十五条第一号中「AI第
一種工事担任者、DD第一種工事担任者又はA
I・DD総合種工事担任者」とあるのは、「A
I・DD総合種工事担任者、デジタル第一種工
事担任者、アナログ・デジタル総合種工
事担任者、AI第一種工事担任者、DD第一種工
事担任者又はAI・DD総合種工事担任者」とし、
別表第九号中講師が有すべき資格欄中「AI第
一種」は「アナログ第一種又はAI第一種」
と、「AI第二種」は「アナログ第二種又はA
I第二種」と、「DD第一種」は「デジタル第
一種又はDD第一種」と、「DD第二種」は
「デジタル第二種又はDD第二種」と、「AI・
DD総合種」は「アナログ・デジタル総合種又
はAI・DD総合種」とする。

7 この省令の施行の際現に旧規則第二十五条第
六号の規定により講師として総務大臣が適当と
認めている者は、その者が従事するものとして
現に認定を受けている養成課程が終了するまで
の間に限り、当該養成課程の授業に従事するこ
とができる。

8 この省令の施行の際現に旧規則第二十七条第
一項の規定により認定を受けている養成課程に
ついては、当該養成課程が終了するまでの間に
限り、当該認定の効力を有する。この場合にお
いて、当該養成課程の認定を受けている者につ
いては、旧規則第三章の規定の適用を受けるも
のとする。

9 前項の養成課程を修了した者は、修了した日
から三月以内に限り、新規第三十七条第一項

に基づく申請により、当該養成課程が旧規則に
基づいて認定を受けている資格者証の種類に係
る資格者証の交付を受けることができる。

10 第三項及び前項の規定によりアナログ第一種
又はデジタル第一種の資格者証の交付を受ける
ことができる者については、旧規則第三十七条
第三項の規定の適用があるものとする。

11 この省令の施行の際現に旧規則第三十七条各
項に基づき資格者証の交付の申請を行うことが
できる者は、試験に合格した日、養成課程を修
了した日又は旧規則第四章に規定する認定を受
けた日から三月以内に限り、新規第三十七条
第一項に基づき資格者証の交付の申請を行うこ
とができるものとする。ただし、アナログ第一
種及びデジタル第一種の資格者証の交付を受け
ている者がアナログ・デジタル総合種の資格者
証の交付を受けようとする場合は、平成十九年
十月一日までの間に限り、当該資格者証の交付
の申請を行うことができるものとする。

12 総務大臣は、前項の申請があつたときは、当
該申請に係る種類の資格者証を交付するものと
する。

13 アナログ・デジタル総合種の資格者証に関
し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養
成課程を修了し、又は旧規則第四章に規定する
認定を受け、かつ、DD第一種の資格者証に関
し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養
成課程を修了し、又は新規規則第四章に規定する
認定を受けた者は、AI・DD総合種の資格者
証の交付を申請することができるものとする。
ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成
課程を修了した日又は旧規則第四章若しくは新
規則第四章に規定する認定を受けた日から三月
以内に行わなければならないものとする。

14 この省令の施行の際現に旧規則第十七条に基
づく認定を受けている学校等は、この省令の施
行の日、新規規則第十七条の規定により認定を
受けたものとみなす。

附則（平成一九年二月二六日総務省
令第一五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一月二八日総務省
令第一二六号）抄
（施行期日）
1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人
に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一
日）から施行する。

附則（平成二二年六月三〇日総務省令
第七五号）
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正
前の工事担任者規則（以下「旧規則」という。）
第八条の規定により国家試験の試験科目の免除
を受けることのできる者の当該試験科目の免除
を受けることができる期間は、なお従前の例に
よる。

3 この省令の施行の際現にされている旧規則第
二十条の規定による学校等の認定の申請に係る
審査については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現にされている旧規則の
規定による養成課程の認定の申請に係る審査に
ついては、なお従前の例による。

5 第三十九条及び第四十条の申請書は、改正後
の別表第十二号の様式にかかわらず、この省令
の施行の日から起算して六月を経過する日まで
は、なお、従前の様式によることができる。

附則（平成二二年二月二六日総務省令
第二号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行
する。ただし、第十九条、第二十一条から第二
十二条の二まで、第二十五条から第二十七条ま
で、第二十九条、第三十条、第三十二条、第五
十六条、別表第五号及び別表第八号の改正規定
は公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この省令による改正前の工事担任者規則（以
下「旧規則」という。）の規定により交付され
た資格者証でこの省令の施行の際現に効力を有
するものは、この省令による改正後の工事担任
者規則（以下「新規則」という。）の規定によ
り交付されたものとみなす。
3 旧規則の規定により交付された資格者証に限
り、工事担任者の氏名に変更を生じたときは、
新規規則第四十条の規定にかかわらず旧規則第
三十九条の規定により資格者証の訂正を受けるこ
とができる。この場合において、新規規則別表第
十二号中「再交付」とあるのは、「訂正」に、
「工事担任者規則第四〇条」とあるのは「平成
二二年総務省令第一二二号附則第三項」とする。

附則（平成二五年一月二三日総務省令
第四号）

デジタル 第三種	第二級デジタル通	○	○
	第二級アナログ通	○	○
デジタル 第二種	第一級アナログ通	○	○
	第一級デジタル通	○	○
アナログ 第二種	第一級アナログ通	○	○
	第二級アナログ通	○	○
アナログ 第三種	第二級アナログ通	○	○
	第二級デジタル通	○	○
デジタル 第一種	第一級アナログ通	○	○
	第一級デジタル通	○	○
アナログ 第一種	第一級アナログ通	○	○
	第一級デジタル通	○	○

注	1 免除する試験科目は、○印を付したものとす	○	○
	2 デジタル第一種又は第一級デジタル通信の工	○	○
3	アナログ第一種又は第一級アナログ通信の工	○	○
	事担任者資格者証の交付を受けている者に限	○	○
17	この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八	○	○
	条の規定により次の表の上欄に掲げる工事担任	○	○
18	者資格者証の交付を受けている者は、この省令	○	○
	の施行の日に、それぞれ新工担規則第三十八條	○	○
19	の規定により同表の下欄に掲げる工事担任者資	○	○
	格者証の交付を受けた者とみなす。	○	○
20	この省令の施行の際現に旧工担規則第四十五	○	○
	条第二号の規定により総務大臣が同条第一号に	○	○

が行う試験事務の区分がAⅠ第一種のものとは第一級アナログ通信と、AⅠ第三種のものとは第二級アナログ通信と、DⅡ第一種のものとは第一級デジタル通信と、DⅡ第三種のものとは第二級デジタル通信と、AⅠ・DⅡ総合種のものとは総合通信とみなす。

附則（令和二年一月二十九日総務省令第一〇三号）
この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附則（令和三年三月二十九日総務省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月二十九日総務省令第四三一号）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年四月五日総務省令第四一一号）
（施行期日）
1 この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十四号）の施行の日（令和六年八月一日）から施行する。（経過措置）
2 この省令の施行前に受験の申請の受付が開始された電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

附則（令和六年五月二十四日総務省令第五一号）
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第一級アナログ通	基礎の術技信通気電	○	論理及び術技のめたの続接の備設末端
	規法るす関に続接の備設末端		
第二級アナログ通	基礎の術技信通気電	○	論理及び術技のめたの続接の備設末端
	規法るす関に続接の備設末端		
第一級デジタル通	基礎の術技信通気電	○	論理及び術技のめたの続接の備設末端
	規法るす関に続接の備設末端		
第二級デジタル通	基礎の術技信通気電	○	論理及び術技のめたの続接の備設末端
	規法るす関に続接の備設末端		

別表第一号 免除する試験科目（第8条関係）

信通グローナア級二第

末端論理び及術技のめたの続接の備設末端	礎基の術技信通気電	規法るす関に続接の備設末端	論理び及術
			○
	○		
○			○

信通ルタジデ級一第

す関に続接の備設末端	論理び及術技のめたの	続接の備設末端	礎基の術技信通気電	規法るす関に続接の備設
○				○
			○	
	○			
			○	

信通合総

信通ルタジデ級二第

信通気電	規法るす関	に続接の備設末端	論理び及術技のめたの	続接の備設末端	礎基の術技信通気電	規法る
○	○					
					○	
○						○
		○				
○						

1 注
 2 免除する試験科目は、○印を付したものとす
 ○の「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の一端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「一端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
 ○の「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の一端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「一端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
 ○の「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の一端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「一端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
 ○の「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の一端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「一端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
 ○の「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の一端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「一端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

規法るす関に	続接の備設末端	論理び及術技のめたの	続接の備設末端	礎基の術技
○			○	
	○			
		○		
	○			
		○		
			○	
				○

3 第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

4 第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

5 第一級アナログ通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）附則第2条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合及び第一級デジタル通信又は同項の規定により、なおその効力を有するものとされるデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

別表第二号 免除する試験科目（第9条関係）
交付を受けている資格者証の種類

第一級アナログ通信	第一級デジタル通信	○	基礎技術通信電気	端末設備
			の接続に	に関する法規

別表第三号 免除する試験科目（第9条関係）		注	
第二級アナログ通信	第二級デジタル通信	免除する試験科目は、○印を付したものとす	る。
総合通信	第一級アナログ通信	○	○
第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	○	○
第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	○	○
第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	○	○

別表第三号 免除する試験科目（第9条関係）		注	
無線従事者資格	電気通信主任技術者資格	免除する試験科目	電気通信技術の基礎
第一級総合無線通信士	第一級総合無線通信士	○	○
第二級総合無線通信士	第二級総合無線通信士	○	○
第一級海上無線通信士	第一級海上無線通信士	○	○
第二級海上無線通信士	第二級海上無線通信士	○	○
第一級陸上無線技術士	第一級陸上無線技術士	○	○
第二級陸上無線技術士	第二級陸上無線技術士	○	○
第三級総合無線通信士	第三級総合無線通信士	○	○

別表第四号 免除する試験科目（第10条関係）		注	
建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）	免除する試験科目	電気通信技術の基礎	場合に限る。）

別表第四号 免除する試験科目（第10条関係）		注	
第一級アナログ通信	第一級デジタル通信	免除する試験科目	電気通信技術の基礎
○	○	○	○
○	○	○	○

別表第四号 免除する試験科目（第10条関係）		注	
第一級アナログ通信	第一級デジタル通信	免除する試験科目	電気通信技術の基礎
○	○	○	○
○	○	○	○

<p>続点におけるデジタル信号の出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット)を超えるものに限る。)にそれぞれ3年以上(注4)</p>
--

注

- 1 第二級アナログ通信、第二級デジタル通信又は工事担当者規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第78号)附則第2条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第三種若しくはデジタル第三種の資格者証の交付を受けている者に限ることとし、当該資格者証の交付後の実務経歴によるものとする。
- 2 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(電気通信回線の数が2以上のものに限る。)又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで2以上のものに限る。)の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、第一級アナログ通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。
- 3 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。)の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、第一級デジタル通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。
- 4 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(電気通信回線の数が2以上のものに限る。)、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで2以上のものに限る。)、又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線

に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。)の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、総合通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

5 免除する試験科目は、○印を付したものとす

6 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者については、「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間は、それぞれの2分の1の期間とする。

7 第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている場合及び第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

別表第五号 申請書の様式(第14条関係)

別表第六号の二 修了証明書の様式(第14条関係)

別表第六号の二 修了証明書の様式(第14条関係) (申請書第1号・申請書第2号・申請書第3号・申請書第4号・申請書第5号・申請書第6号・申請書第7号・申請書第8号・申請書第9号・申請書第10号・申請書第11号・申請書第12号・申請書第13号・申請書第14号・申請書第15号・申請書第16号・申請書第17号・申請書第18号・申請書第19号・申請書第20号)

修了証明書
氏名 (申請人等)
()

工事給付(委託)開始日以降に規定する修了日迄の認定を受けた修了期間中に於いて認定の修了要件をすべて満たしたことを証明します。

学校等の名称	
認定年月日	

申請書
学校長

別表第六号の二 修了証明書の様式(第14条関係) (日本職業資格法第4条第2項)

別表第七号 申請書の様式(第18条関係)

別表第七号 申請書の様式(第18条関係) (申請書第1号・申請書第2号・申請書第3号・申請書第4号・申請書第5号・申請書第6号・申請書第7号・申請書第8号・申請書第9号・申請書第10号・申請書第11号・申請書第12号・申請書第13号・申請書第14号・申請書第15号・申請書第16号・申請書第17号・申請書第18号・申請書第19号・申請書第20号)

申請書
氏名 (申請人等)
()
職名
職階番号

次のとおり認定を受けたいので、工事給付(委託)開始日以降に規定する修了日迄の認定を受けた修了期間中に於いて認定の修了要件をすべて満たしたことを証明します。

学校等の名称	
認定年月日	

1 電気通信技術者の修業
2 電気通信技術者の修業
3 電気通信技術者の修業

別表第七号 申請書の様式(第18条関係) (日本職業資格法第4条第2項)

別表第八号 授業科目目及び授業時間(第25条関係)

養成課程の種類	担当する授業科目	講師が有すべき資格(第25条関係)		養成課程の種類	授業科目目及び授業時間
		別表第九号	別表第九号		
第一級ア 通信の養成課程	第一級ア 通信の養成課程	100時間以上	100時間以上	電気通信の基礎	100時間以上
		300時間以上	300時間以上	理論及び技術	200時間以上
		65時間以上	65時間以上	規定する法	50時間以上
		465時間以上	465時間以上	計	350時間以上
第二級ア 通信の養成課程	第二級ア 通信の養成課程	50時間以上	50時間以上	電気通信の基礎	50時間以上
		75時間以上	75時間以上	理論及び技術	50時間以上
		25時間以上	25時間以上	規定する法	25時間以上
		150時間以上	150時間以上	計	125時間以上
第一級デ デジタル通信の養成課程	第一級デ デジタル通信の養成課程	100時間以上	100時間以上	電気通信の基礎	100時間以上
		150時間以上	150時間以上	理論及び技術	150時間以上
		60時間以上	60時間以上	規定する法	30時間以上
		310時間以上	310時間以上	計	125時間以上
第二級デ デジタル通信の養成課程	第二級デ デジタル通信の養成課程	50時間以上	50時間以上	電気通信の基礎	50時間以上
		75時間以上	75時間以上	理論及び技術	75時間以上
		25時間以上	25時間以上	規定する法	25時間以上
		150時間以上	150時間以上	計	125時間以上
総合通信の養成課程	総合通信の養成課程	100時間以上	100時間以上	電気通信の基礎	100時間以上
		300時間以上	300時間以上	理論及び技術	300時間以上
		65時間以上	65時間以上	規定する法	50時間以上
		465時間以上	465時間以上	計	350時間以上

第一級ア 通信の養成課程		第二級ア 通信の養成課程		第一級デ デジタル通信の養成課程		第二級デ デジタル通信の養成課程	
電気通信の基礎	○	電気通信の基礎	○	電気通信の基礎	○	電気通信の基礎	○
端末設備の接続の技術	○	端末設備の接続の技術	○	端末設備の接続の技術	○	端末設備の接続の技術	○
論及び技術	○	論及び技術	○	論及び技術	○	論及び技術	○
規定する法	○	規定する法	○	規定する法	○	規定する法	○
計	○	計	○	計	○	計	○

総合通信の養成課程		規 関する法	
規 関する法	端 末 設 備 の 接 続 に 関 する 法	端 末 設 備 の 接 続 の た め の 技 術 及 び 理 論	電 気 通 信 技 術 の 基 礎
			○
	○		○
	○		○

注 1 授業科目を担当できる講師は、○印を付した資格を有する者とする。

2 総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」及び「端末設備の接続に関する法規」の授業科目については、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の資格を有する者も担当できることとする。

別表第十号 申請書の様式（第37条関係）

- 取 扱 注 意 事 項
1. 生年月日は、次により記載すること。
 - ① 年単位、月単位、日単位を、それぞれ、半角数字で記入すること。
 - ② 生年月日がいずれかの欄が不明の場合は、当該1桁の欄の数字の欄に「0」を記入すること。
 2. 申請資格の欄は、交付を待つとするべき業務資格の欄に記入し、必要事項を記入すること。
 3. 申請資格の欄は、当該申請資格（取得）の有無を、必要事項を記入すること。
 4. 取得資格の欄は、申請資格欄に記載のある場合に限り、既に取得している資格事項の欄を記入すること。
 5. 交付資格の欄は、該当する事項の欄を記入すること。

別表第十一号 資格者証の様式（第38条関係）

取 扱 注 意 事 項

1. 月別の表記及び欄頭に青色透写の欄を記載すること。

別表第十二号 申請書の様式(第40条関係)の構成及び寸法、記載事項等に関する事項(平成18年国土交通省告示第30号(平成18年1月20日))

注1 国土院審査部 国土院審査課

注2 国土院審査部 国土院審査課

注3 国土院審査部 国土院審査課

注4 国土院審査部 国土院審査課

① 氏名の欄は、再掲を認めず、姓と名との間に空白を1挿入すること。
(記載例) 姓 名 姓 姓

② 住所及び、出生地、前住所、出生地、前住所、出生地、前住所を記入すること。
③ 出生年月日(西暦)を記入すること。
④ 出生年月日(西暦)が不明な場合は、出生年月日(西暦)を「不明」として記入すること。
(記載例)

昭和何年何月何日生まれ 姓 姓 姓 姓 姓 姓

⑤ 出生年月日(西暦)が不明な場合は、出生年月日(西暦)を「不明」として記入すること。
⑥ 出生年月日(西暦)が不明な場合は、出生年月日(西暦)を「不明」として記入すること。

① 届出事項(国土院審査部 国土院審査課)の欄に、「国土院審査部 国土院審査課」と記載すること。
② 届出理由(国土院審査部 国土院審査課)の欄に、「国土院審査部 国土院審査課」と記載すること。
③ 届出場所(国土院審査部 国土院審査課)の欄に、「国土院審査部 国土院審査課」と記載すること。
④ 届出日(西暦)の欄に、「西暦」を記入すること。
⑤ 届出人(国土院審査部 国土院審査課)の欄に、「国土院審査部 国土院審査課」と記載すること。
⑥ 届出理由(国土院審査部 国土院審査課)の欄に、「国土院審査部 国土院審査課」と記載すること。

附則別表第二号 免除する試験科目（附則第4項
関係）

種二第及び種一第				験い格科 科るし目 目試て合		目科験試るす除免	
局換交	術及び備設の話電換交内構		論理クツヒラト	論概学工話電			
				○	基礎の術技信通気電	一種	アナログ第
					術技のめたの続接の備設末端		
					規法るす関に続接の備設末端		
				○	基礎の術技信通気電	二種	アナログ第
					術技のめたの続接の備設末端		
					規法るす関に続接の備設末端		
				○	基礎の術技信通気電	三種	アナログ第
					術技のめたの続接の備設末端		
					規法るす関に続接の備設末端		
				種三第			
入加体	団域地	路線合組	備設換交合組	論概学工話電	規法るす関に等	基礎の術技信通気電	一種
				○		術技のめたの続接の備設末端	デジタル第
						規法るす関に続接の備設末端	
					○	基礎の術技信通気電	二種
						術技のめたの続接の備設末端	デジタル第
				○		規法るす関に続接の備設末端	
		○					
	○						○
				○			
							○
				○			
				種四第			
子電	術技のめたの続接	線回信通タ	デの等機算計	子電	識知礎基るす関に術技信通気電	規法るす	関に話電
						○	
				○			
						○	
				○			
				種換交トツケパ			
ケパの器機末端換交トツケパ					識知礎基るす関に術技信通	気電	規法るす関に続接線回信通
						○	タ
							デの等機算計
						○	
						○	
		○					

種 換 交 線 回				
関に術技信通気電	規法るす関に続接網換交トツケバの器機末端換交トツケバ		術技のめたの続接網換交トツ	
<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>				
す関に続接網換交	線回の器機末端換交線回	術技のめたの続接網換交線回の器	機末端換交線回	識知礎基るす
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
			種送伝タ デ衆公際国	
たの続接等線者入加タ デ衆公際国の器機	末端送伝タ デ衆公際国	識知礎基るす関に術技信	通気電	規法る
			<input type="radio"/>	
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>	
種 信 電 際 国				
す関に術技信通気電	規法るす関に続接等線者入加タ デ衆公際国	の器機末端送伝タ デ衆公際国		術技のめ
<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>				<input type="radio"/>

